

## 交通安全

問い合わせ ▶ 総務課 交通防災係 ☎232-2111

### 交通災害共済制度

交通事故で死亡や負傷した場合、実際に入院や通院を行った期間に応じて交通災害見舞金を支給します。

#### ●対象になる交通事故

道路交通法第2条に定める自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、電車、汽車、モノレール、ケーブルカー、船舶、航空機の運行による事故で、日本国内で発生したもの。

#### ●交通災害見舞金額

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

区 分	災害の程度	金 額
1等級	死亡	150,000円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	60,000円
3等級	90日以上180日未満の治療を要した傷害	40,000円
4等級	30日以上90日未満の治療を要した傷害	25,000円
5等級	10日以上30日未満の治療を要した傷害	20,000円

#### ●見舞金を支払わない場合

- (1) 請求が事故発生の日から1年を経過したとき。
- (2) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付がないとき。
- (3) 自殺、無免許運転、飲酒運転（量の多少を問わず）、故意、天災、その他これに類するとき。

#### ●請求手続き

治療（入院・通院）が済んだら、すぐに総務課に申し出て、必要な書類を作成し、請求してください。ただし、治療の途中でも、事故発生の日から1年を超えそうなときは、請求期限より前に請求してください。

## 防 災

問い合わせ ▶ 総務課 交通防災係 ☎232-2111

### り災証明

次のような申請をする場合、り災証明書を添付する必要があります。

- ・税金の減免申請（税務署）
- ・保険金を請求するとき（火災保険会社）
- ・有価証券・免状などの再交付を申請するとき（申請先）
- ・登記の抹消申請をするとき（法務省）
- ・その他、各種の権利や義務の履行を確保するとき